

平成 26 年 9 月 25 日

厚木市教育委員会

委員長 新 川 勉 様

厚木市情報公開審査会

会 長 玉 巻 弘 光

行政文書一部公開決定処分に対する不服申立てについて（答申）

平成26年 7 月 3 日付けで諮問された「行政文書一部公開決定」に対する審査請求について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の施設（以下「本件施設」という。）の窓口等業務委託の請負業者が利用者から苦情を受けた際に、市に対して事実確認をした内容を報告した文書について、厚木市教育委員会が行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、平成26年2月28日付けで、本件施設の窓口等業務委託の請負業者（以下「本件法人」という。）が利用者から苦情を受けた際に、市に対して事実確認をした内容を報告した文書（以下「本件行政文書」という。）の公開を、厚木市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、厚木市教育委員会（以下「実施機関」という。）に請求した。
- (2) 実施機関は、本件行政文書には条例第7条第1号に該当する部分があるとして、本件行政文書について一部公開とする処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年3月13日付けで不服申立人に通知した。
- (3) 不服申立人は、本件処分に不服があるとして、平成26年4月17日付けで、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し不服申立てを行った。

3 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件法人の従業員の氏名の公開を求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 現在、本件施設の窓口業務は、実施機関から委託を受けた本件法人の従業員が、ボランティアではなく業務として勤務している。地方公務員の身分ではないとしても、実施機関から委託された業務に従事していることから、民間企業の従業員とはいえ、本件法人の従業員の氏名を非公開にする必要はない。

イ 仙台地方裁判所の平成8年7月29日判決「文書開示拒否処分取消請求事件」では、宮城県財政課が主催した意見交換会に銀行の社員が参加した場合には、「公務に準じた参加」として情報公開条例上の非公開理由に当たらない。

いと判例がある。

ウ 他自治体でも同様の施設の窓口業務は、民間企業への委託であり、情報公開請求があれば、窓口を担当している従業員の氏名を公開している。

エ 仮に、本件従業員の氏名を公開しても、当該従業員の私生活に何らかの支障が出ることは考えにくい。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件法人の従業員が苦情内容を本件法人に報告し、本件法人を経由して市に提出された報告書であり、苦情者の氏名及び連絡先、受付者の氏名、苦情の内容、対応・経過、報告者の氏名、報告日等が記載されている。

請求の対象となる期間は、平成24年1月から平成26年2月までの2年2か月間で、70件が該当した。

(2) 非公開部分について

本件行政文書のうち、非公開とした部分の概要は、本件施設に勤務する市の職員を除く本件従業員氏名、本件施設利用者個人の氏名、電話番号及び利用者コードであり、根拠条項は条例第7条第1号である。

(3) 本件施設の従業員が公務員等に該当するか否かについて

本件施設の従業員は、条例第7条第1号ただし書に規定する「公務員等」に該当しない。

また、市が法人等に業務を委託する場合には、市と法人等の従業員との間に指揮命令関係は生じないことから、本件法人の従業員を公務員に準ずる者として取り扱うことはできない。

(4) 公務員等の職務の執行に関する情報に該当するか否かについて

公務員等の職務の遂行に関する情報とは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいう。

公務員等の職務の遂行に関する情報に含まれる公務員等の氏名の公開及び非公開については、条例第7条第1号アに規定する「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかどうかにより判断されるものである。

例えば、職務の遂行に係る情報に含まれる本市職員の氏名については、市政

執行における行政の責務として、市民の要請に応じて公表することが予定され
ると考えられることから、本号アに該当し、個人に関する情報であっても原則
として公開するものである。

本件法人の従業員の業務内容は、窓口等業務委託の仕様書及びマニュアルを
基に行われており、その内容は、本市の組織上の地位に基づいて所掌する事務
とはいえないことから、本件法人の従業員の氏名は、公開することが公益上必
要であると認められる情報とまではいえず、公務員等の職務の遂行に関する情
報に該当しない。

(5) 条例第7条第1号本文該当性について

非公開とした個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別
することができる情報であることから、条例第7条第1号本文に該当する。

不服申立人は、仙台地方裁判所平成7年（行ウ）第4号「文書開示拒否処分
取消請求事件」平成8年7月29日判決を引用し、宮城県財政課が主催した意見
交換会に銀行員が社員として参加した場合には、「公務に準じた参加」として、
その氏名は情報公開条例上の非公開情報に当たらないとの判例があると主張し
ている。

しかし、本件行政文書は、本件法人が仕様書及びマニュアルに基づき市に提
出したものであり、前提となる事実が異なることは明らかである。

仮に、異なる事例であることを前提に検討したとしても、最高裁判所平成10
年（行ヒ）第54号「公文書非公開決定処分取消請求事件」平成15年11月11日判
決では、大阪市が主催した懇談会等の出席者の氏名及び役職名について、
「「個人に関する情報」については、「事業を営む個人の当該事業に関する情
報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、
信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定さ
れるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として同号にい
う「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。そして、法人その
他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、職務の遂行に関す
る情報ではあっても、当該行為者個人にとっては自己の社会的活動としての側
面を有し、個人にかかわりのあるものであることは否定することができない。」と判示している。

この判決を基に判断しても、本件法人が従事した際の職務の遂行に関する情

報も、原則として、条例第7条第1号にいう「個人に関する情報」に含まれるというべきである。

よって、本件法人の従業員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第7条第1号本文に該当する。

(6) 条例第7条第1号ただし書該当性について

本件法人の従業員の氏名は、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「法令等の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報」であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分」とは認められないので、条例第7条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(7) 他の自治体における一部公開決定について

不服申立人は、他の自治体において行った情報公開請求では、委託先の従業員の氏名は公開されていると主張している。実施機関においてその事実を確認したところ、従業員の名字（同姓の場合は氏名）は、公開情報として取り扱っていることを確認した。

しかし、他の自治体が制定する情報公開条例及びこれに基づく解釈運用を基に不服申立ての理由とすることは正当なものとはいえず、本件法人の従業員の氏名を本市条例の規定に基づき非公開としたことについて、違法又は不当な点はないと判断する。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会が判断する範囲について

当審査会は、本件処分のうち、不服申立人が不服申立ての利益があるとしている本件法人の従業員の氏名の条例第7条第1号該当性について、以下、検討する。

(2) 条例第7条第1号該当性について

条例第7条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護とい

う二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第7条第1号本文該当性について

(ア) 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

(イ) 本件行政文書に記載されている本件法人の従業員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第7条第1号本文に該当する。

イ 条例第7条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第7条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、非公開情報から除外されている。

(イ) 条例第7条第1号ただし書エは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される、いわゆる「公務員等の職務の遂行に関する情報」の公開について定めたものである。

不服申立人は、本件法人の従業員は、本件施設に業務として勤務しており、地方公務員の身分ではないとしても、実施機関から委託された業務に従事している点を指摘しており、本件施設の窓口を訪れる市民からみれば、その事務処理が市の職員によるものであると、委託業者従業員によるものであると、そこに何らの違いも存しないものであるとの主張には首肯できるものがあるが、条例の規定からは両者を同一に扱うことには無理があるといわざるを得ない。本件施設の窓口業務は、市と本件法人との間で締結された委託契約に基づき、本件法人により処理されているものであり、市と本件法人の従業員との間には指揮命令の関係は生じないことから、条例第7条第1号ただし書エに規定する「公務員等」には該当しない。

(ウ) 本市において、市の業務を受託する事業者の従業員の氏名を公開する慣行が存するとは認められず、本件法人の従業員の氏名は、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。また、「法令等の規定に基づく許可、届出

その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」又は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると判断できる事情を認めることもできない。以上のことから、本件従業員の氏名は、条例第 7 条第 1 号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

(3) 他自治体の判断の違いについて

不服申立人は、不服申立書において、他自治体における事例を挙げているが、情報公開制度の運用に当たって、その解釈及び運用が異なることはあり得ることであり、他自治体の判断が参考事例となり得ても法的拘束力を持つことはない。

以上の理由により、当審査会は、「 1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 7 月 3 日	○ 諮問
7 月 4 日	○ 実施機関に一部非公開等理由説明書の提出を要求
7 月 18 日	○ 実施機関から一部非公開等理由説明書を受理
7 月 24 日	○ 不服申立人に一部非公開等理由説明書を送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を依頼
7 月 25 日	○ 審議
8 月 22 日	○ 審議
9 月 25 日	○ 審議

厚木市情報公開審査会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	玉 巻 弘 光	学識経験者
会長職務代理者	中 小 路 大	学識経験者
	石 本 健 二	学識経験者
	奈 良 庸 文	学識経験者
	葦 澤 康 幸	学識経験者